

FAX:03-3208-6255



セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。 TAP 実務セミナー または

2020.9.9(水) 講師:山田 重則 氏 / 沼野 友香 氏

印紙税の基本と実務上の重要ポイント

ご記入月日	年 月 日		
受講形態	<input type="checkbox"/> TAP高田馬場会場受講 <input type="checkbox"/> オンライン(録画)受講		
ふりがな			
事務所名 または会社名			
事業所または 会社所在地 ご住所	〒	TEL	※携帯電話など必ず連絡がつく番号をご記入ください。
		FAX	
ふりがな	E-mail ※オンライン(録画)受講の方は必ずご記入ください。		
参加者名			
業 種	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 公認会計士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 不動産鑑定士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 土地家屋調査士 <input type="checkbox"/> 中小企業診断士 <input type="checkbox"/> FP <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 証券 <input type="checkbox"/> 保険 <input type="checkbox"/> コンサルティング会社 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 住宅・建設 <input type="checkbox"/> その他()		
<input type="checkbox"/> TAP実務家クラブ会員 <input type="checkbox"/> 定額制クラブ会員 <input type="checkbox"/> TAPチケット10 <input type="checkbox"/> TAPオンラインセミナー会員 <input type="checkbox"/> 事業承継スペシャリスト・マイスター認定者 <input type="checkbox"/> TAP実務セミナー利用券使用(No.) <input type="checkbox"/> 一般			

<オンライン(録画)受講>

[配信開始日]

収録日(開催日)の1~2営業日後に配信を開始する予定です。

[ご視聴期間]

配信開始日より1ヶ月となります。

※配信期間中は何度でもご視聴いただけます。

※動画のご視聴にはインターネット回線が必要となります。

※「視聴専用URL」はお申込みの際にご連絡いただいたメールアドレスにお送りしますので必ずご記載ください。

※配信期間中のお申込みも承ります。視聴専用URLにつきましては、お申込後2~3営業日以内にお送りいたします。

なお、お申込みのタイミングによってはご視聴期間が短くなる場合がございますので予めご了承ください。

※お申込み期限は2020年10月7日(水)23時59分までとなります。

主催: 株式会社鳥飼コンサルティンググループ

協力: 株式会社 東京アプレイザル

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階
TEL.0120-02-8822 / FAX.03-3208-6255

<https://tap-seminar.jp> seminar@t-ap.jp

<会場受講の方> TAP高田馬場

[所在地]

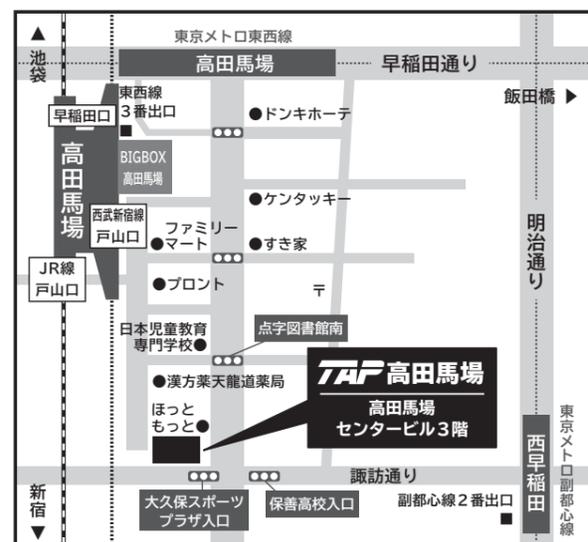
東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

[交通アクセス]

JR山手線 高田馬場駅(戸山口)より徒歩3分

西武新宿線 高田馬場駅(戸山口)より徒歩3分

東京メトロ東西線 高田馬場駅(3番出口)より徒歩6分

税理士・弁護士・不動産業界の方が
知っておくべき印紙税の基本と実務上の
重要ポイントオンライン(録画)
受講が可能です

~貼り漏れ・貼り過ぎを防ぐために~

ごあんない

契約書や領収書に印紙を貼るべきかどうか、また、いくら印紙を貼るべきか、自信をもって答えることができるでしょうか。第1部では、印紙税の全体像を把握し、どのような文書にも応用可能な印紙税の考え方そのものを基礎から丁寧に解説します。そして、第2部では、具体的な文書例を取り上げつつ、第1部で習得した印紙税の考え方を定着させます。印紙税の節税策にも言及しますので、実務ですぐに役立つ内容となっています。

税理士
の方

「税」とついているためクライアントは税理士の先生を頼りにすることが多いです。その際、印紙税の知識を備えておけば的確な回答ができ信頼度が上がります。

弁護士
の方

契約書など文書の相談・チェックを任されるため印紙を「貼る・貼らない」の判断も重要です。印紙税の知識は契約書を扱う法律家としては必須の知識です。

不動産業界
の方

高額商品を扱うため、印紙の貼り漏れ・貼り過ぎは致命的です。貼らなくて済むテクニック(合法的な節税策)を身に付けることができます。

■日時 | 2020年9月9日(水) / 14:00~17:00 (途中休憩を含む) (受付開始は30分前です)

■受講料 | 10,000円(資料代・税込み) ■受講形態 | TAP高田馬場会場受講 / オンライン(録画)受講

■定員 | 会場受講のみ先着40名 / オンライン受講の人数制限はございません

会員
割引

※無 料:東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用、TAPオンラインセミナー会員
 ※40%off:事業承継スペシャリスト・マイスター認定者(一般社団法人事業承継検定協会主催)
 ※20%off: TAP実務家クラブ会員
 (オンライン受講の場合)

なお、当セミナーは鳥飼コンサルティンググループ税務調査士のA会員、B会員の方は無料です。恐れ入りますが、鳥飼コンサルティンググループに直接お申込みください。

下記のように文書の書き方ひとつで節税が出来ます。

例題①

ここに2つの受取書があります。合計金額はともに1400万円ですが、印紙税額は異なります。印紙税は文書の書き方ひとつで節税ができます。

受取書 〇〇〇〇 様 金 1400万円 令和2年1月6日付け賃貸借契約締結に際し、上記金額を受け取りました。 〇〇〇〇 印	令和2年1月6日 印紙税額 4,000円
受取書 〇〇〇〇 様 金 1400万円 令和2年1月6日付け賃貸借契約締結に際し、上記金額を受け取りました。 <内訳> 賃料3か月分 600万円 権利金(返還しません) 400万円 敷金 400万円 ※敷金は本賃貸借契約終了時に返還致します。 〇〇〇〇 印	令和2年1月6日 印紙税額 2,000円

例題②

ここに2つの契約書があります。変更後の契約金額はともに8000万円ですが、印紙税額は異なります。印紙税は文書の書き方ひとつで節税ができます。

変更契約書 株式会社A及び株式会社Bは、平成30年9月19日付建築請負契約書の当初の契約金額を以下の通り、変更することにつき合意した。 ● 変更前の契約金額 1億円 ● 変更後の契約金額 8000万円 平成30年9月26日 株式会社A 代表取締役X 印 株式会社B 代表取締役Y 印	印紙税額 200円
変更契約書 株式会社A及び株式会社Bは、平成30年9月19日付建築請負契約書の当初の契約金額を以下の通り、変更することにつき合意した。 ● 変更後の契約金額 8000万円 平成30年9月26日 株式会社A 代表取締役X 印 株式会社B 代表取締役Y 印	印紙税額 30,000円

第1部 印紙税の基本知識と留意点

- 【1】印紙税のリスク（過去記事等からの事例紹介）
- 【2】印紙税の全体像
- 【3】課税文書とは？
- 【4】「契約書」とは？
- 【5】記載金額とは？
- 【6】所属の決定とは？
- 【7】「作成」とは？
- 【8】契約書の判断方法（簡単な事例を用いて）
- 【9】節税策

第1部講師 やまだ しげのり 山田重則氏 鳥飼総合法律事務所 弁護士



一橋大学法学部卒業、早稲田大学大学院法務研究科修了。第二東京弁護士会所属。主に、税務、企業法務、労務・人事、相続に係る業務等に携わる。(株)鳥飼コンサルティンググループ主催、新日本法規出版(株)協賛による「印紙税検定(初級篇)®」の立ち上げに参画。同「印紙税検定(中級篇)®」の講師を務める。鳥飼総合法律事務所印紙税相談室のメンバー。

第2部 印紙は必要？不要？具体的な文書で理解する事例紹介

- 【1】不動産等の譲渡に関する契約書〈第1号の1文書〉
(事例1) 不動産売買契約書その1 (事例2) 不動産売買契約書その2
(事例3) 売買物件の平米単価を決める覚書
- 【2】地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書〈第1号の2文書〉
(事例4) 土地賃貸借契約書
- 【3】消費貸借に関する契約書〈第1号の3文書〉
(事例5) 住宅ローンの申込書
- 【4】請負に関する契約書〈第2号文書〉
(事例6) 請負契約に関する伝票 (事例7) 請負契約に関する注文書
- 【5】継続的取引の基本となる契約書〈第7号文書〉
(事例8) 単価を変更する覚書
- 【6】受取書〈第17号文書〉
(事例9) 給与所得者が作成する受取書 (事例10) 不動産取引で作成する受取書

第2部講師 めまの ゆか 沼野友香氏 鳥飼総合法律事務所 弁護士



中央大学法学部卒業、慶應義塾大学大学院法務研究科修了。第二東京弁護士会所属。主に、税務、企業法務、労務・人事、知的財産権に係る業務等に携わる。(株)鳥飼コンサルティンググループ主催、新日本法規出版(株)協賛による「印紙税検定(初級篇)®」の立ち上げに参画。同「印紙税検定(中級篇)®」の講師を務める。鳥飼総合法律事務所印紙税相談室のメンバー。